

財務通心

Finance NEWS

2026年手形廃止に向けてご準備を！

1 2026年手形廃止の背景

約束手形は長年にわたって、日本の商取引において利用されてきた決済手段の1つです。原材料や資材の仕入れなど多額になるケースが多い業種（製造業や建設業等）では現在でも多く利用されているかと思えます。しかし、近年は電子決済サービスの普及により約束手形の決済残高（流通量）は、社会全体では減少傾向にあります。約束手形の特徴として①現金化するまでの期間が長いため、中小企業の資金繰りを圧迫している。②不渡りを防ぐために手形帳を作成して管理する必要があり、事務管理に手間がかかる。また、手形を利用した不正につながっているケースも問題となっています。このような背景から2021年2月に政府は「2026年を目途に約束手形を廃止する」方針を決定しました。今回は2026年手形廃止に向けて、今のうちに考えるべきポイントについてお伝えします。

2 今後の対策について

手形という受取手形も支払手形ありますが、今回は支払手形の対策について主にお話していきます。

(1) 電子記録債権の活用

電子記録債権（でんさい）の導入も1つの手段です。電子記録債権とは、簡単に言うと約束手形の電子版です。基本的に紙の手形で出来ることは電子記録債権でも出来ます。電子記録債権に切替えるメリットは紙の手形は盗難や紛失によるリスクをはらんでいますが、電子記録債権の場合は電子データのためそういった管理が不要です。電子データのため、印紙代もかかりません。その代わりに手数料が発生します。紙の手形と違い、電子記録債権は債権を分割して譲渡・割引をすることも可能なため、紙の手形より使い勝手が良いのもメリットです。近年は手形が廃止されることを受けて、利用者は増えていくことが予想されますが、電子記録債権を利用するためには自社だけでなく、相手先の企業もでんさいネットに登録している必要があります。相手先企業の利用状況を確認いただき、切替を進めていきましょう。

(2) 銀行振込に変更する

銀行振込に変更する場合は資金繰りに注意が必要です。約束手形の場合3～6か月支払猶予があるのに対して、銀行振込の場合は30日～45日での支払いサイトが一般的です。したがって、その差分1か月～3か月分くらい支払いが早くなるため、自社の資金繰りが悪化してしまう可能性があります。そのため、銀行振込に切替える場合は先に銀行からの資金調達をするなどして手元資金の確保をしましょう。目安として毎月支払いサイト3か月の手形1,000万円を振り出している場合、銀行振込に切替えると1,000万円×3か月分の3,000万円が資金不足となるため、その分を銀行から資金調達する必要があります。当座貸越の枠を持っている場合は、一時的にその枠を使って資金繰りを保つというのも良いと思います。

未締め翌月請求	3か月サイト				1か月サイト				
振出金額	10M	10M	10M	10M	10M	10M	10M	10M	10M
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
					②	③⑥	④⑦	⑤⑧	⑨
支払金額	10M	10M	10M	10M	10M	20M	20M	20M	10M

7～8月は他の月に比べて、プラス10M×3か月分の30Mが必要になる

3 最後に

今回は2026年の手形廃止に向けて、特に支払手形のことについて解説させていただきました。実際はすぐに銀行振込に変更することは難しいかもしれません。現在電子化に向けて社会が動いておりますので、今回紹介した電子記録債権の普及も進んでいくことが予想されます。電子記録債権を導入するメリットや、銀行振込にした際の資金繰りについて改めて考えていきましょう。

労務通心

令和6年10月より短時間労働者の社会保険適用範囲が拡大されます

令和4年10月改正の第2弾として令和6年10月より、被保険者の総数が常時50人（令和4年10月は100人）を超える事業所について、要件を満たす短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。対象となるパート・アルバイト等の多い事業所では、今一度の準備が必要です。

1 社会保険適用範囲の拡大

現在、厚生年金保険の適用対象者（以下、「被保険者」と言います）の総数が常時100人を超える「特定適用事業所」では、パート・アルバイト等の短時間労働者も社会保険に加入しなければなりません。この「特定適用事業所」の範囲が、令和4年の100人超を経て、令和6年10月からは被保険者が常時50人を超える事業所に拡大されます。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 雇用期間が2か月を超えて見込まれる
- 賃金の月額が88,000円以上である
- 学生でない

2 考えられる影響

(1) 事業主の社会保険料負担増

例：加入対象者30人（全員40～65歳）平均給与月額100,000円
→この場合の社会保険料の事業主負担額は年間5,313,168円となります！
※協会けんぽの平均料率・介護保険料を対象とした場合の概算（令和5年10月現在）

(2) 短時間労働者の社会保険料負担

(1)の概算の場合、一人当たり年間約18万円の社会保険料負担が発生します。また、社会保険料の負担分、手取りの給与額が減ってしまいます。

(3) 社会保険の資格取得手続き

対象者が多いほど、社会保険加入の手続きが多く発生します。

(4) 労働条件の変更等の調整

以下のような変更が想定されます。必要に応じて従業員一人一人と面談を行い、調整を行っていく必要があります。

・働き方を維持して、社会保険に加入→社会保険料分の手取り給与が減少します。*

・社会保険加入を機に、労働時間を増やす（週30時間等）*

・週20時間未満に抑え、社保に加入しない働き方に変更する→雇用保険も資格喪失するため、育児休業給付や失業時の給付を受けることができない場合があります。

*前記2点の場合には、配偶者に家族手当が支給されている場合、支給額等の変更がないか確認する必要があります。

3 必要な準備

令和6年10月より新たに特定適用事業所となる事業所において、必要な準備は以下の通りです。

(1) 社会保険加入対象となる短時間労働者の把握

雇用保険の加入要件が週20時間以上であることから、「雇用保険加入」かつ、「社会保険未加入」の短時間労働者が今回の法改正に伴う社会保険加入の対象となります。

(2) 従業員への説明

配偶者の扶養の範囲内で働いていた短時間労働者に対し、令和6年10月からは年収が130万円未満であっても要件に該当する働き方であれば扶養から抜けて社会保険に加入することになることを説明します。

(3) 労働条件の見直し

(2)(4)で述べたような選択肢から、どのような働き方を希望するか、一人一人確認します。

(4) 資格取得手続きの準備

令和6年10月以降、社会保険の資格取得の届出が必要です。社会保険料分の手取り給与が減少する問題等の対策「社会保険適用促進手当」に関する詳しい情報は、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

社会保険の適用拡大について
お困り事がございましたら
お気軽にご相談下さい

